

水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の見直しについて



環境省は 2025 年 2 月 14 日付で、「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する告示案」及び「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準の一部改正」を行い、施行しました。

主な改正の概要は以下になります。

- ・ 河川、湖沼、海域の利用目的の適応性(例：水道 1 級、水産 1 級など)から『水浴』を削除
- ・ 水浴を利用の目的とする場合は、大腸菌数で 300CFU/100ml 以下とする。
 - ・ 地域の実情に応じて、類型区分された同一の水域において、月単位で区分して季別に類型を指定できる(例：4～8 月は II 類型、9～3 月は III 類型など)
- ・ 湖沼（A A 又は A 類型に限る）又は海域（A 又は B 類型に限る）において、有機汚濁を主因とした利水上の支障が生じていない場合、C O D の環境基準の達成状況の評価は必ずしも行わなくてよいこととする。

当社では排水の分析に長年の実績と豊富な経験があります。詳しくは、当社排水分析担当者（フリーダイヤル 0120-01-2590）までお気軽にお問い合わせください。

資料 [2025 年 2 月 14 日付 環境省報道発表資料](#)

新入社員、新配属の方への教育のススメ

新しく入社された方、また、新しい部署へ配属された方は、最初に仕事を把握する事が大変だと思います。そんな時当社の小冊子をぜひご活用ください！ご要望に応じて小冊子を用いた出張セミナーも承ります。詳しくは下記URL、右記QRコードからもご覧いただけます。

<http://www.knights.jp/bkform.html>

